

周南市誕生 20 周年記念映像制作業務について、公募型プロポーザルを実施するので、本業務の実施要領に基づいて、次のとおり公告する。

令和 5 年 6 月 5 日

周南市長 藤井 律子

1 業務の概要

(1) 業務名

周南市誕生 20 周年記念映像制作業務

(2) 業務の目的

周南市（以下、本市）は平成 15 年 4 月 21 日に、旧徳山市・旧新南陽市・旧熊毛町・旧鹿野町が合併して誕生し、令和 5 年 4 月 21 日に市制 20 周年を迎えた。合併から今までの歴史を映像や写真を用いて振り返り、本市がこれからもますます発展していく希望のイメージを持つことができる映像を制作し、周南市のさらなる認知度向上と市民の郷土愛の醸成を図ることを目的とする。

(3) 業務内容

「仕様書」のとおり

(4) 業務期間

契約締結日から令和 5 年 9 月 29 日まで

(5) 履行場所

周南市

2 参加資格

本プロポーザルに参加をしようとする者は、次に掲げる参加資格要件を全て満たすこと。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項及び第 2 項の規定に該当しない者であること。
- (2) 参加表明書の提出時点において、令和 4・5 年度「周南市競争入札参加資格者名簿（業務委託）」の（大分類）6 企画・製作の（小分類）3 映画・ビデオに登録されていること。
- (3) 参加表明書の提出の日から契約締結までの間において、指名停止の措置を周南市から受けていない者又は受けることが明らかである者でないこと。
- (4) 周南市入札契約からの暴力団等排除要綱（平成 24 年周南市要綱第 37 号）別表各号に掲げる措置要件に該当する者でないこと。

- (5) 中間年納税状況等確認提出書の提出が必要な者にあつては、令和4年11月1日から令和5年4月30日までに提出し、受付が完了していること。

3 参加手続

- (1) 担当部署（書類の提出先及び問い合わせ先）

周南市 シティネットワーク推進部 広報戦略課

〒745-8655 山口県周南市岐山通1丁目1番地

電話番号 0834-22-8232

FAX 番号 0834-22-8224

E-mail info@city.shunan.lg.jp

- (2) 実施要領・仕様書、参加表明書等の入手方法

周南市ホームページからダウンロードするか担当部局で交付する。

URL <https://www.city.shunan.lg.jp/>

- (3) 実施要領・仕様書等に係る質問書

ア 質問方法

質問票を電子メールにより提出する。なお、提出後は必ず電話により受信確認を行うこと。

イ 受付期間

令和5年6月5日（月）から7月5日（水）17時まで

※受信確認は、土・日曜日を除く8時30分から17時までとする。

ウ 提出先及び受信確認先

(1) に示す場所とする。

エ 回答方法

令和5年7月7日（金）17時までに、随時、市ホームページに掲載する。

- (4) 参加表明書の提出

ア 提出方法

持参又は郵送

※郵送の場合は書留を利用し、期限までに到達するよう送付すること。なお、郵送事故等により申込書類等が提出先に到達しなかったことによる異議申し立てはできない。

イ 提出期限

令和5年6月22日（木）17時必着

ウ 提出場所

(1) に同じ。

エ 参加資格確認結果及びプレゼンテーション等実施対象者選定結果の通知

応募者に対し、参加資格確認結果通知書兼プレゼンテーション等実施対象者選定結果を通知する。

- (5) 企画提案書等の提出

ア 提出期間

令和5年6月26日（月）から令和5年7月11日（火）まで
※受付時間帯は、土・日曜日を除く8時30分から17時までとする。

イ 提出場所

（1）に同じ。

ウ 提出方法

持参

エ 提出部数

8部（企画提案書表紙、見積書は各1部）

4 審査の手続き及び受託候補者の選定

提出された企画提案書等の審査は、市が設置する「周南市誕生20周年記念映像制作業務プロポーザル評価会」が行う。また、審査にあたっては、プレゼンテーション及びヒアリングを実施し、最も評価の高い事業者を受託候補者として選定する。

5 契約方法

受託候補者と市との協議が整い次第、契約を締結するものとする。ただし、受託候補者が参加資格要件を満たさないこととなった場合及び失格事項に該当した場合は、契約を締結しない。また、受託候補者と契約締結に至らなかった場合には、次点者と協議を行うものとする。

契約手続き及び契約書は周南市契約事務規則（平成15年周南市規則第51号）の定めるところによるものとする。

6 その他

（1）企画提案書の作成及び提出、その他プロポーザルに要する経費は、原則として参加者の負担とする。

（2）次に該当する提案は無効とする。

ア 提案を行った事業者が、参加資格要件を満たさなくなった場合

イ 提出書類に不備又は虚偽の記載等があった場合

ウ 実施要領等で示された提出書類について、提出期日、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合

エ 審査の公平性に影響を与えるような不誠実な行為があった場合

オ 見積金額が実施要領に示した事業規模（提案上限額）を超える場合

カ 公告及び実施要領等に違反すると認められた場合

キ 著しく信義に反する行為があった場合

（3）提出期限後における参加表明書、企画提案書等の差し替え又は再提出は認めない。

（4）その他詳細は、実施要領による。